

第3期西尾市子ども・子育て支援計画策定支援業務仕様書

1 件名

第3期西尾市子ども・子育て支援計画策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定により策定した現行の第2期西尾市子ども・子育て支援計画（以下「第2期計画」）に続く第3期西尾市子ども・子育て支援計画（以下「本計画」という。）の策定について、円滑に業務を遂行するための支援を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務内容（令和5年度）

(1) ニーズ調査業務

本計画における需要量の見込みを設定する上での基礎資料とするため、市民の子ども・子育て支援に関する生活実態、要望等についてアンケート調査を行い、調査結果の集計及び分析等を取りまとめた調査結果報告書を作成する。

ア 調査対象者及び対象者数

- (ア) 未就学児童の保護者 約3,000人
- (イ) 小学生の保護者 約1,500人

イ 調査票の作成

調査項目等は、国の示す基本方針、モデル調査票案を基に本市独自の設問を加え、西尾市子ども・子育て会議での議論を踏まえて決定し、4か国語（日本語、英語、ポルトガル語、ベトナム語）の調査票を作成する。

受託者は、西尾市子ども・子育て会議に出席し、調査票設計にあたっての助言、情報及び素案の提供、議事録の作成等を行う。

ウ 対象者の抽出方法及び宛名ラベルの作成

西尾市は、住民基本台帳から抽出対象世帯を母集団として、系統抽出により抽出して作成した宛名ラベルを受託者に提供する。

エ 調査方法

受託者は、調査票、発送用封筒及び返信用封筒を印刷し、調査票の発送用封筒への封入・封緘及び宛名ラベルの貼付を行った後、調査票の発送及び回収を行う。（回収率は50～60%を想定）

調査票の回答は、郵送又はインターネット（日本語のみ）により行うものとする。

また、調査票等の印刷、発送及び回収に係る費用は、受託者が負担する。

オ 調査期間及び調査結果報告期限

令和6年1月から2月までの間に調査を行い、令和6年3月末までに調査結果報告書を提出する。

5 成果品（令和5年度）

(1) ニーズ調査結果報告書

A4判、表紙・本文とも1色、概ね100ページ程度、50部
（電子データとともに納品すること）

6 業務内容（令和6年度）

(1) 現状の分析及び課題の整理（令和6年度）

ニーズ調査の結果及び第2期計画の取組への評価等を整理した上で、子ども・子育て支援に関わる現状を分析し、その内容に基づき西尾市の課題を整理する。

(2) 需要量の推計及び目標量の提案

ニーズ調査の結果を基に、各種事業の需要量の見込みを推計する。また、西尾市の資料等から把握するサービス提供状況や見込量、西尾市の施策意向、子ども・子育て会議の審議結果等を推計結果に加味し、計画における各種事業の目標量の提案を行う。

(3) 事業実施に関わる条例案の整備支援

子ども・子育て支援法等に基づく事業を実施するために必要な条例を整備するための支援並びに国の動向及びモデル案等の情報提供を行う。

(4) 子ども・子育て支援計画の策定支援

ニーズ調査及び上記（1）から（3）までの結果等を反映し、本計画骨子案を作成する。

骨子案の作成後、国の基本方針、ニーズ調査結果等を反映し、本計画案を作成し、案に対する審議、検討結果等に基づき本計画案を補修正する。

なお、本計画には、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第2項の規定による市町村における貧困対策についての計画を含むものとする。

(5) 西尾市子ども・子育て会議の支援

西尾市子ども・子育て会議の開催（4回程度の予定）にあたり、資料作成、必要な助言及び会議運営支援を行う。会議当日は、担当者が出席の上、質問

に対する回答、議事録の作成等を行うとともに審議結果をその後の作業に反映させる。

(6) パブリックコメントの実施支援

本計画の策定に関して市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等を行う。

(7) 計画書の作成

確定した本計画の計画書及び概要版を印刷製本するとともに電子データを作成する。

7 成果品（令和6年度）

(1) 計画書

A4判、表紙カラー、本文1色、概ね100ページ程度、500部
（電子データをともに納品すること）

(2) 概要版

A4判、表紙・本文カラー、4～8ページ程度、500部
（電子データをともに納品すること）

8 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、個人情報保護法に基づき、適正な個人情報の取扱いを行うこと。
- (2) 成果品の著作権は、西尾市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、常に西尾市からの連絡を受け取ることができる状態とし、西尾市から打合せ等の指示があった場合は、必要に応じて西尾市に出向くものとする。
- (4) 受託者は、委託者と打合せを行ったときにはその結果を記録し、打合せ終了後1週間以内に議事録等を委託者に提出して確認を受けるものとする。
- (5) 受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示のないものについて疑義のあるときは、すみやかに委託者と協議の上、委託者の意図を十分に理解し、担当者の指示に従い、業務を遂行するものとする。